

5. 墜落・転落災害撲滅キャンペーン

墜落・転落災害撲滅キャンペーン

実施期間：令和6年8月1日～9月10日

「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」が、建設業労働災害防止協会により、令和6年8月1日～9月10日を期間として展開されます。

詳細はリーフレットに記載されていますが、重点事項は[リスクアセスメントの実施][作業床の設置][安全帯の使用][はしごや脚立の使用]となっています。



転倒・腰痛の予防のために体操をしよう

【動画】



【リーフレット】



社会福祉施設向け
飲食店向け
小売業向け



6. ドラグ・ショベルを用いた作業について

～非常に多くの現場に共通した問題です～



7月のある一週間に、夏季死亡災害ゼロ101日運動の一環として、一関労働基準監督署と某発注機関の合同で、建設現場の安全パトロール活動を行いました。

10現場の道路工事・上下水道工事を回りましたが、ドラグ・ショベルとその周辺に手元作業員がいるという作業光景が多く見られました。

パトロールの結果、半分の5現場でほぼ同じ内容の以下の問題が見られ、改善をお願いしました。

「現場として定めた車両系建設機械を用いた作業の安全ルールが、実際の作業で実行されていない。（相違している）」です。わかりやすく言うと、車両系建設機械に係る「作業計画」のことで、その作業計画で決めていた「労働者との接触防止対策」（バリケードやカラーコーンなどを計画）が、実際の作業箇所では措置が実施されていなかったというものです。近接作業・手元作業がある場合の接触防止対策に「バリケード」等を選択するのは適切ではなく、「見張員」等が有効です。

「ドラグ・ショベルが旋回動作した際、周囲にいる作業員（又は合図者かもしれません）が、このドラグショベルに背中を向けて移動中であつた。」（オペレーター側は見ているでしょうが、建設機械作業の安全の基本は、「両者がきちんと互いを見て認識できている」です。）

皆様の現場でドラグ・ショベルを用いた作業を行う場合には、特にこの2点を意識して管理・作業をお願いします。

7. 労働災害の発生状況

（6月末現在）

一関労働基準監督署管内で令和6年に発生した休業4日以上の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）は全産業において57人で、前年同期比で-23人となりましたが、前年は急増した年であり、中期的には横ばい傾向が続いています。

主な業種別では、製造業が13人（前年同期比-6人）、建設業が13人（同-1人）、保健衛生業が9人（同+1人）、運輸交通業が5人（同-1人）、商業が6人（同-3人）などとなっています。

事故の型別では、「転倒」が17人（同-14人）、「墜落・転落」が13人（同-1人）、「激突され」が6人（同+2人）、「交通事故」が6人（同+4人）、「激突」が5人（同+3人）、「動作の反動・無理な動作」が4人（同+1人）などとなっています。年代が上がるにつれて被災者も多くなっています。60代が最も多くなっています。（イザルドライバーへの取組みが必要）また、全体が減少しているものの、「墜落・転落」などの減少幅が乏しい様子も見られます。

労働災害事例

（6月把握分の一部）

製造業 1ヶ月	事故の型：墜落、転落 50代男性（経験年数10年以上）	休業見込み：1ヶ月
工場内の材料を流すパイプの撤去前の下準備としての清掃をするため、梯子を使って高さ2.5m以上の梁の上に乗ったところ、墜落制止用器具を使用しなかったため、墜落した。（肋骨骨折）		
商業 6ヶ月	事故の型：転倒 60代女性（経験年数10年未満）	休業見込み：4ヶ月
退勤時、出入口に敷いてある泥除けマットに躓いて転倒し、左手をついた。（手首骨折）		
保健衛生業 2ヶ月	事故の型：転倒 60代女性（経験年数1年）	休業見込み：2ヶ月
厨房内で、空缶を片付けた後、配膳車2台の間を通り抜けようとしたところ、作業靴底面が濡れており、足を滑らせ転倒した。（膝骨折）		